

横浜市特別支援教育費補助金保育状況検討会運営要綱

制 定 昭和54年11月8日

(助役決裁)

最近改正 令和3年3月31日こ子第1712号(局長決裁)

(設 置)

第1条 この要綱は、障害児が在園する私学助成を受ける幼稚園及び幼稚園類似幼児施設（以下「私立幼稚園等」という。）に対し適正な補助をするための、横浜市特別支援教育費補助金保育状況検討会（以下「検討会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 私立幼稚園等から提出された保育状況調査票の審査に関すること。
- (2) 障害児が在園する私立幼稚園等の保育状況調査に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(委 員)

第3条 委員は学識経験者、幼児教育関係者、行政職員その他こども青少年局長が認める者のうちからこども青少年局長が依頼する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長等)

第4条 検討会に座長、副座長それぞれ一人を置く。

(会 議)

第5条 検討会の会議は、こども青少年局長が招集する。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、こども青少年局保育・教育運営課に置く。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会について必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和54年11月8日から施行する。
- 2 検討会の最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、こども青少年局長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年10月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。